

青森県報

第四百四十三号

令和二年
四月十日
(金曜日)

目次

告 示

- 基本測量の終了.....(監理課).....一
- 右 同.....(同).....一
- 公共測量の終了.....(同).....二
- 証紙売りさばき人の指定.....(会計管理課).....二
- 右 同.....(同).....二
- 右 同.....(同).....二

公 告

- 開発行為に関する工事の完了.....(建築住宅課).....三
- 建設業者の許可の取消し.....(東青地域).....三
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(同).....三
- 右 同.....(三八地域).....四
- 右 同.....(上北地域).....四

出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可.....(東青地域).....四
- 土地改良区の役員の就任.....(中南地域).....五
- 土地改良区の定款変更の認可.....(同).....五
- 土地改良区の役員の退任.....(西北地域).....五

告 示

青森県告示第三百十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(一等磁気測量、基準点現況調査)

二 作業期間

令和元年五月七日から令和二年三月十九日まで

三 作業地域

十和田市及び上北郡横浜町

青森県告示第三百十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(航空重力測量)

二 作業期間

- 土地改良区の定款変更の認可.....(同).....五
- 右 同.....(同).....五
- 右 同.....(同).....五
- 右 同.....(上北地域).....五

令和元年十一月一日から令和二年三月十九日まで
三 作業地域

青森市

青森県告示第三百十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

板柳町

二 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間

令和元年七月三十一日から令和二年一月二十四日まで

四 測量の地域

北津軽郡板柳町地内

青森県告示第三百十六号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一

青森南地区交通安全協会

二 売りさばき場所

青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一
三 指定年月日

令和二年四月一日

青森県告示第三百十七号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

外ヶ浜地区交通安全協会

二 売りさばき場所

東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三

三 指定年月日

令和二年四月一日

青森県告示第三百十八号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一

大間地区交通安全協会

二 売りさばき場所

下北郡大間町大字大間字大間平二〇の九一

三 指定年月日

令和二年四月一日

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上北郡七戸町字蛇坂五七の一、五七の五〇、五七の八八から五七の九五まで	上北郡七戸町字森ノ上一三一の四七戸町

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 八木橋建築
- 二 氏名 八木橋泰雄
- 三 主たる営業所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田鰯ヶ淵二二の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一六九〇三号
- 五 取消年月日 令和二年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和元年十二月三十一日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社NICHUIN・RAFT
- 二 代表者の氏名 藤本宏涼
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字野木字野尻三七の一、二四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一二九）第一〇〇八八二号
- 五 取消年月日 令和二年一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和元年十二月三十一日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 しぶや工務店株式会社

二 代表者の氏名 渋谷耕造

三 主たる営業所の所在地 青森市八重田四丁目一の九

四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第一〇四七三号

五 取消年月日 令和二年二月四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年一月三十一日前記建設業者が許可を受けた建設業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社興栄

二 代表者の氏名 秋山喜造

三 主たる営業所の所在地 八戸市新湊一丁目二の二

四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第三〇〇六〇二号

五 取消年月日 令和二年二月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和二年四月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社タキオン

二 代表者の氏名 上野清次郎

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の六八一

四 許可番号 青森県知事許可(般一七)第五〇〇二八五号

五 取消年月日 令和二年二月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和二年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、浪岡川土地改良区の定款の変更を令和二年三月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

東青地域県民局長 金 一 啓

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、弘前北部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月十日

中南地域県民局長 登喜彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事 川越 光一	駒井 進	弘前市大字糠坪字矢作五八の一 字桜山一七六の一	令和二・三・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前北部土地改良区の定款の変更を令和二年三月十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

中南地域県民局長 登喜彦

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月十日

西北地域県民局長 西村 達 弘

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
-------------------	--------	--------	--------

理事 鹿内 清榮

五所川原市大字湊字船越二三四の二

令和二・三・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を令和二年三月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

西北地域県民局長 西村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鳴沢土地改良区の定款の変更を令和二年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

西北地域県民局長 西村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤石川土地改良区の定款の変更を令和二年三月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

西北地域県民局長 西村 達 弘

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代

平土地改良区の定款の変更を令和二年三月十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円